

令和 7 年第 1 回上天草市議会定例会会議録

令和 7 年 2 月 1 2 日
午 前 1 0 時 開 会
議 場

1. 議事日程（第 1 日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 施政方針説明
- 日程第 6 承認第 1 号 専決処分の報告及びその承認を求めることについて
【令和 6 年度上天草市一般会計補正予算（第 8 号）】
- 日程第 7 議案第 1 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 2 号 上天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び上天草市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 3 号 上天草市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 4 号 上天草市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 5 号 上天草市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 6 号 上天草市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 13 議案第 7 号 上天草市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 14 議案第 8 号 上天草市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 15 議案第 9 号 上天草市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 16 議案第 10 号 情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 17 議案第 11 号 上天草市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一

		部を改正する条例の制定について
日程第 1 8	議案第 1 2 号	上天草市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 9	議案第 1 3 号	上天草市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 0	議案第 1 4 号	上天草市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 1	議案第 1 5 号	上天草市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 2	議案第 1 6 号	令和 6 年度上天草市一般会計補正予算（第 9 号）
日程第 2 3	議案第 1 7 号	令和 6 年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 4 号）
日程第 2 4	議案第 1 8 号	令和 6 年度上天草市診療所特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 2 5	議案第 1 9 号	令和 6 年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 6	議案第 2 0 号	令和 6 年度上天草市斎場特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 7	議案第 2 1 号	令和 6 年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 8	議案第 2 2 号	令和 6 年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 9	議案第 2 3 号	令和 6 年度上天草市電気事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 3 0	議案第 2 4 号	令和 7 年度上天草市一般会計予算
日程第 3 1	議案第 2 5 号	令和 7 年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
日程第 3 2	議案第 2 6 号	令和 7 年度上天草市診療所特別会計予算
日程第 3 3	議案第 2 7 号	令和 7 年度上天草市介護保険特別会計予算
日程第 3 4	議案第 2 8 号	令和 7 年度上天草市斎場特別会計予算
日程第 3 5	議案第 2 9 号	令和 7 年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計予算
日程第 3 6	議案第 3 0 号	令和 7 年度上天草市後期高齢者医療特別会計予算
日程第 3 7	議案第 3 1 号	令和 7 年度上天草市電気事業特別会計予算
日程第 3 8	議案第 3 2 号	令和 7 年度上天草市水道事業会計予算
日程第 3 9	議案第 3 3 号	令和 7 年度上天草市下水道事業会計予算
日程第 4 0	議案第 3 4 号	令和 7 年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算
日程第 4 1	議案第 3 5 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第 4 2	発議第 1 号	上天草市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

2. 本日の出席議員は次のとおりである。(14名)

議長 桑原 千知

1 番 北垣 洋	2 番 井手口隆光	3 番 木下 文宣
4 番 何川 誠	5 番 塩田 真一	6 番 嶋元 秀司
7 番 田中 辰夫	8 番 何川 雅彦	9 番 宮下 昌子
10 番 西本 輝幸	11 番 高橋 健	12 番 小西 涼司
15 番 田中 万里		

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀江 隆臣	副 市 長	坂本 公生
教 育 長	岩崎 宏保	総 務 部 長	濱崎 裕慈
経 済 振 興 部 長	本田 善生	建 設 部 長	岩永 裕一
市 民 生 活 部 長	藤川 勝利	健 康 福 祉 部 長	前方 正広
教 育 部 長	赤瀬 耕作	水 道 局 長	渡辺 政明
上天草総合病院事務長	山川 康興	総 務 課 長	海崎 竜也
財 政 課 長	中田 光治	会 計 管 理 者	山口 千重

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	荒木 勝樹	局 長 補 佐	山崎 大勝
主 事	松原ちひろ	主 事	松田俊太郎

開会 午前10時00分

○議長（桑原 千知君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第1回上天草市議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（桑原 千知君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、7 番、田中辰夫議員、8 番、何川雅彦議員を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（桑原 千知君） 日程第 2、会期の決定については、議会運営委員会が開催され、会期日程などについて審査されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（何川 雅彦君） おはようございます。

令和 7 年第 1 回上天草市議会定例会にあたり、議会運営委員会を開催し、会期日程等会議の運営について審査いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

会期日程につきましては、配付しております定例会日程表のとおり、本日 2 月 12 日が開会、提案理由説明、2 月 25 日が議案質疑及び委員会付託を行います。常任委員会は、予算決算常任委員会が 2 月 25 日と 3 月 6 日の 2 日間、その他の常任委員会が 2 月 26 日、27 日、28 日の 3 日間開催することとし、一般質問は 3 月 4 日、5 日、6 日の 3 日間行います。3 月 10 日を最終日として、委員長報告、採決、閉会とすることに決定いたしました。

今期定例会に付議されます議案等は 37 件、その内訳は、承認 1 件、条例 15 件、当初予算 11 件、補正予算 8 件、発議 1 件、その他 1 件です。議案等の取扱いにつきましては、付託委員会及び議事日程等慎重に審査し、全議案を本会議へ上程することに決定いたしました。最後に、閉会中の継続審査及び調査の申出を行うことを決定しましたことを御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（桑原 千知君） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から 3 月 10 日までの 27 日間と決定いたしました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（桑原 千知君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

令和 6 年 12 月定例会以降の報告事項は、御手元に配付のとおりです。資料等について必要な

方は、議会事務局で閲覧願います。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第 4 行政報告

○議長（桑原 千知君） 日程第4、行政報告。

市長から行政報告の申出がありました。これを許します。

堀江市長。

○市長（堀江 隆臣君） おはようございます。

令和7年第1回市議会定例会の開催に当たりまして、12月定例会以降の行政の主な取組につきまして、その概要を報告いたします。

初めに、総務部門でございます。

消防につきましては、1月5日に、新春恒例の上天草市消防出初式を松島総合運動公園子供広場にて開催をいたしました。今年の出初式には、消防団員371名が出動し、通常点検や放水競技など日頃の訓練の成果を披露しました。今後も関係機関と連携を図りながら、消防力の強化に努めてまいります。

防災につきましては、本年度更新しました上天草市総合防災マップを2月中旬に市内全域へ配布することとしています。市民の皆様におかれましては、自分の命は自分で守るという意識を持って、平常時から災害リスクに備えるとともに、自然災害等から身を守る行動に役立てていただきますようお願いいたします。

次に、企画政策部門でございます。

SDGsの取組につきましては、湯島において、1月11日、25日に、海の清掃と湯島大根の収穫、魚釣りを組合せたSDGsツアーを開催しました。約40名の市外参加者と湯島の住民が海の清掃を行うことで、SDGsのゴール、海の豊かさを守ろうの意識づけを図りました。また、同じ湯島において、1月21日に、湯島小学校の児童を対象に、生ごみから土の栄養を作ってみようをテーマにSDGsの出前授業を実施しました。児童は、生ごみの減量化・肥料化を通じてSDGsのゴール、作る責任、使う責任の意義を学びました。今後もSDGsの普及啓発に努めてまいります。

地域おこし協力隊につきましては、2月7日に、自然休養村管理センターにおいて、地域おこし協力隊の活動報告会を実施しました。当日は、8人の地域おこし協力隊が活動内容を発表したほか、移住者の視点から、本市の改善点についても意見が出され、隊員の皆さんの地域に対する思いを感じ取ることができました。

八代・天草シーライン構想につきましては、八代・天草シーライン建設促進協議会主催の推進大会が、昨年12月15日、桜十字ホール八代で開催されました。大会には、金子衆議院議員をはじめ、森田九州地方整備局長など約450名の方に御臨席を頂き、大会決議を承認頂きました。

これを受け、当該協議会として、1月15日に九州地方整備局へ、2月3日に国土交通省へ、それぞれ要望を行いました。今後も引き続き本構想の早期実現に向けた活動を展開してまいります。

デジタル化の推進につきましては、デジタル社会に対する不安を解消するため、高齢者などを対象に、市民向けスマホ講習会を1月に開催しました。受講者から好評を頂いており、今後も情報格差の解消に向け取り組んでまいります。

次に、経済振興部門でございます。

農業振興につきましては、令和6年度熊本県農業コンクール大会経営体部門において、上天草市大矢野町で輪菊を生産されている木下一さん、尚美さん御夫妻が優良賞を受賞され、1月28日に表彰式が行われました。木下さんの生産技術に裏づけされた確かな品質と独自の販売戦略、また、イベントなどでの地域農業活性化への取組が評価されての受賞で、上天草市の花卉生産の牽引役として期待されています。また、2月8日に、第7回上天草花祭りを松島総合センターアロマで開催しました。若手花農家が中心となり、花の展示や販売、アレンジ体験等のイベントを行い、上天草市の花卉生産の一大産地としてのイメージ定着とPRを図りました。

次に、建設部門でございます。

熊本天草幹線道路につきましては、1月25日に、熊本天草幹線道路の早期完成を求める天草島民集会が天草市で開催をされ、熊本県選出の国会議員をはじめ、国土交通省、熊本県、熊本県議会及び市町議会など多くの関係者並びに島民の皆様に参加を頂きました。集会では、ダブルネットワークの役目を果たす極めて重要な周囲に必要な道路、命の道である熊本天草幹線道路の一日も早い全線開通を目指し、事業区間の早期完成のための予算確保、調査中区間の早期事業化の実現など大会決議が採択されました。また、整備中であります大矢野道路の新大矢野トンネルの貫通式が2月24日に執り行われることが報告をされました。今後も、引き続き熊本天草幹線道路のさらなる事業推進と早期全面開通に向けて取り組んでまいります。

次に、市民生活部門でございます。

ごみの減量化対策につきましては、市役所各庁舎及び各統括支所の4か所に設置するエコステーションにおいて、家庭から排出される紙類のみを回収していましたが、今月から龍ヶ岳統括支所において、缶類、ペットボトル及び容器包装プラスチックの回収品目を追加しました。4月からは、大矢野庁舎、松島庁舎及び姫戸統括支所においても、回収品目を追加することとしており、市民の資源物の排出機会の拡大を図ることで、適正な分別の促進及びごみの減量化に努めてまいります。

次に、健康福祉部門でございます。

令和6年度住民税均等割非課税世帯に対する給付金につきましては、令和6年12月17日の国の補正予算成立を踏まえ、迅速に給付金を支給するため、1月21日に関係する補正予算を専決処分し、対象世帯に対する給付金3万円の給付及び対象世帯のうち子育て世帯に対する子供加算2万円を給付するための手続を進めております。

令和6年度子育て世帯就学進学応援給付金につきましては、令和6年12月から、児童1人

当たり5万円の支給を開始しました。令和7年4月に、小・中学校に入学予定の児童300人のうち、1月24日現在で241人に1,205万円を支給し、支給率80.3%となっています。

11月にレジオネラ属菌が検出されたため営業停止していたスパ・タラソ天草の温泉施設につきましては、浴槽及び配管の洗浄消毒を実施し、再度水質検査を行った上で、施設の安全性が確認されましたので、令和6年12月25日に営業を再開したところです。今後とも、施設の衛生管理の徹底に努め、市民及び利用者の信頼回復に向け取り組んでまいります。

最後に、教育部門でございます。

学校教育部門におきましては、登立小学校の屋内運動場大規模改修事業が12月23日に完了し、外壁や内装の改修、男女トイレの洋式化に加え、新たに多目的トイレやスロープなどを整備しました。この屋内運動場の改修により、児童の安心安全な学校生活が確保されるとともに、さらなる教育環境の充実が図られます。

社会教育分野におきましては、1月3日に、松島総合センターアロマにおいて、今年度新たに二十歳を迎えられる237人のうち179人が出席をし、上天草二十歳の記念式典を開催しました。オープニングに上天草市出身のトランペット奏者、田尻大喜さんをお招きし、トランペットの演奏で二十歳の門出を祝いました。式典では、各町の代表者による二十歳の主張の発表会や実行委員会が企画した恩師からのメッセージの上映、抽選会なども行われました。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

○議長（桑原 千知君） これで、行政報告は終わりました。

日程第 5 施政方針説明

○議長（桑原 千知君） 日程第5、施政方針。

市長から施政方針説明の申出がありました。これを許します。

堀江市長。

○市長（堀江 隆臣君） 令和7年第1回市議会定例会の開会に当たりまして、施政方針を申し上げます。

当初予算編成に当たっては、令和7年度市政運営の基本的な考え方を踏まえ、財源確保の方策を探るとともに、全ての事業事務を徹底検証し、その必要性を精査した上で、限られた財源の効率的かつ効果的な活用を念頭に置き、第三次総合計画前期基本計画における重点施策から抽出した事業を主要事業と位置づけ、優先的に予算配分をしました。

その結果、令和7年度一般会計歳入歳出予算総額は、198億7,866万6,000円となり、前年度比1.6%、3億732万5,000円の増となりました。今後も、国、県、各種団体等の補助金及び交付税措置のある地方債や各種基金を有効活用しながら、本市のまちづくりを着実に推進するとともに、財政規律の堅持による持続可能な行財政運営の両立を図ってまいります。

令和7年度の主な施策につきましては、各部門の方針の中で御説明申し上げます。

まず、総務部門でございます。

防災につきましては、全国的に激甚化する自然災害に備え、令和7年9月に、大規模災害を想定した防災訓練を行うこととしており、国民保護の観点から、近年の国際情勢を鑑み、内閣官房及び消防庁と共同で弾道ミサイルを想定した住民避難訓練も併せて実施をし、ミサイル飛来時の避難行動の確認を行います。また、避難所の環境改善に努めるとともに、自主防災組織との連携を図りながら、防災対策の強化に取り組んでまいります。

消防につきましては、地域住民の安心安全を確保するため、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を一層図る必要があることから、引き続き基本団員を中心とした消防団員の確保に努めてまいります。また、老朽化した格納庫や積載車の計画的な整備により消防活動の充実を図ってまいります。

次に、企画政策部門でございます。

上天草高校の支援につきましては、これまで進学、就職及び通学の支援に加え、都道府県の枠を超えて都会から生徒を募集する地域みらい留学に引き続き参画し、新たな生徒の獲得に取り組むとともに、当該生徒が生活するための下宿の整備及び運営を通して上天草高校の魅力向上を図ってまいります。

地方創生の推進につきましては、脱炭素と経済循環を両輪で推進することを目的に、地元企業等が共同で出資する地域エネルギー会社の設立を計画しております。これにより、上天草市ゼロカーボンシティ宣言の達成に向け、脱炭素を推進し、エネルギー料金を域内で循環させ、地域経済のさらなる活性化を図ってまいります。

移住定住の促進につきましては、利用できる空き家が増えることが移住者増の増加につながっていることから、新たな空き家等管理活用支援法人を指定し、当該法人に利用できる空き家の保守に向けた適切な管理方法等を整理させるとともに、空き家所有者への啓発活動を実施することで、空き家の利活用を推進します。

公共交通につきましては、利用者の利便性向上を図るため、令和5年10月から運行開始した上島地域の乗合タクシーの見直しを行い、4月から新たなルートで運行します。引き続き、他地域においても、上天草市地域公共交通計画に基づき利便性の高い公共交通の交通に取り組むとともに、利用促進に努めてまいります。

八代・天草シーライン構想につきましては、早期実現に向けて、八代・天草シーライン建設促進協議会による国への要望活動への参加をはじめ、地元民間期成会の活動を支援しつつ、行政期成会、議員連盟及び民間期成会との連携を深めながら、さらなる機運の醸成を図ってまいります。

デジタル化の推進につきましては、利用者中心の便利で快適なデジタル化を目指し、自治体情報システムの標準化・共通化や行政手続のオンライン化拡充に取り組めます。自治体情報システムの標準化・共通化は、各地方公共団体で統一性のない運用となっている住民基本台帳などの情報システムを国が示す統一的な基準に適合することによって、住民サービスの利便性向上や行政運営の効率化に資することが大いに期待されているものでございます。

また、行政手続のオンライン化拡充は、スマートフォンでの各種行政手続を可能としている統合版アプリを拡充し、さらに多くの手続を対象とするものでございます。そして、これらデジタル化の恩恵を享受するためには、デジタルを使いこなす能力が求められていることから、受講者から好評を頂いているスマホ教室を引き続き開催し、デジタルデバイドの解消に努めてまいります。

行政改革につきましては、業務プロセスを抜本的に見直し、さらなる効率的な行政運営を実現します。社会構造が激変する中、現行の行政サービスを維持することは困難であり、行政改革の確実な実施が必要です。特に、人口減少や少子高齢化が急速に進んでいる地域においては、郵便局を新たな行政サービス、生活サービスの提供拠点として活用する可能性を検討してまいります。

次に、経済振興部門でございます。

観光振興につきましては、観光客をコロナ禍前の水準に戻すための上天草市観光ブランディング推進計画に基づき、プロモーション等を積極的に展開し、観光入込客数の増加に努めるとともに、新たなアクティビティとして、令和6年10月にオープンした天空ジップライン白嶽を中心に、姫戸・龍ヶ岳地域への観光周遊を促す取組を進めてまいります。

また、アウトドア需要の拡大を受け、本市の大自然を生かした上天草市のトレッキング及び九州オルレをこれまで以上にPRするとともに、インバウンドの需要増大やTSMC進出を契機とした台湾からの誘客に注力してまいります。

そのほか、令和8年度の雲仙天草国立公園の天草地域指定70周年の取組として、記念式典やウォーキングイベント、あまいちグランドフォンド大会をVISITあまくさプロジェクト事業の一環とし、熊本県、天草市、苓北町と共同で進めてまいります。

天草四郎ミュージアムにつきましては、令和5年度に導入したスマートフォンやタブレットで館内を案内するミュージアムガイドの活用推進を図り、来場者の利便性の向上を図ってまいります。

ふるさと応援寄附金事業につきましては、令和7年度の目標を7億円とし、さらなる返礼品の充実、効果的なプロモーションに取り組んでまいります。

商工振興、地場企業の育成支援につきましては、これまでの取組を継続しつつ、市外から新たな労働力を確保するため、新規雇用者に対する住居手当の助成事業の活用を促進してまいります。国の補正予算による重点交付金を活用し、市内での経済循環につながる将来的なデジタル地域通貨の運用を視野に導入したスマートフォンアプリココシルを活用し、地域のデジタル化の推進、また、物価高騰による消費の減少による疲弊した市内事業者の支援を行うため、上天草お買い物ポイント事業に取り組んでまいります。

介護振興対策事業につきましては、引き続き、上天草市海運業次世代人材育成推進協議会を中心に船員確保に取り組むとともに、これまでの支援を継続しながら本市の基幹産業である産業の振興を図ってまいります。

農林水産業の振興につきましては、同じく本市の基幹産業であり、本市の特性が生かされた産

業として若者などの働く場、雇用の場となることで、人口流出、人口減少に歯止めをかけ、併せて食料自給率向上につなげられるよう国及び県の補助金等を活用した生産基盤の強化を図り、経営の安定化、就業者の確保に向けて、地域や関係団体と連携して事業に取り組んでまいります。

また、農業振興につきましては、農業が有する国土保全や景観保全等の多面的機能の維持発揮のため、日本型直接支払い制度を活用し、地域や農業者の自主的な取組を支援してまいります。また、現在策定中である目指すべき将来の農地利用の姿を明確化した地域計画に基づき、集積、集約された効率的な農地を形成し、稼げる農業の実現に向けて取り組んでまいります。

農林水産物のブランド化販売促進につきましては、上天草物産館さんばーるを中心として、引き続き、生産者団体等と連携をし、ブランド力の向上に取り組んでまいります。

農業農村整備事業につきましては、県営事業として、京の島地区基盤整備事業、広崎排水機場を更新整備、阿村排水機場更新整備等を実施し、団体営事業として、阿村干拓基盤整備事業等を国県の補助事業を活用して取り組んでまいります。

また、近年の気候や地形の変化により多発している低地の浸水につきましては、排水機場の適正管理に努めるとともに、箇所ごとの原因調査を進め、農業被害の軽減及び住民生活の安心安全を実現してまいります。

有害鳥獣対策につきましては、イノシシが農地だけでなく住宅地付近にも出没をし、また、カモ等の鳥害も増加していることから、猟友会と連携をし、捕獲用箱罟の設置、銃による駆除を行うとともに、餌場や棲みかをつくらぬよう地域住民とも連携をし、農産物の被害軽減及び住民生活の安全確保に取り組んでまいります。

林業振興につきましては、森林経営管理法に基づき、森林環境譲与税を有効活用した森林経営管理に関する意向調査を継続するとともに、皆伐、間伐等の促進を図り、森林の適切な管理と林業の成長、産業化の推進に取り組んでまいります。また、松くい虫の被害拡大防止対策として、引き続き、薬剤の地上散布、徹底した伐倒、薬剤処理を実施するとともに、令和7年度新たに樹幹注入対策に取り組むこととしており、海と緑が織りなす美しい天草の景観の保全に努めてまいります。

水産振興につきましては、水産資源の減少に伴う漁獲量の減少対策として、漁協等関係団体と連携をし、クルマエビなどの種苗放流や漁場造成を継続的に実施するとともに、4年連続となった赤潮の被害を受けた養殖業者の方々の事業再建に向けた支援に取り組んでまいります。また、漁業の担い手を育成・確保するため、新規就業者支援にも着実に取り組んでまいります。

漁港施設につきましては、継続的に実施しています水産物供給基盤機能保全事業として、牟田漁港、串漁港等の機能保全対策工事を引き続き実施するとともに、蔵々漁港、干切漁港の機能保全計画の見直しを行い、施設利用者が安心して利用できるよう施設機能の保全に努めてまいります。

港湾海岸施設につきましては、海岸メンテナンス事業により、令和5年度から行っております知十港区、樋島港区等の対策工事を行うとともに、樋島港区、大道港区の施設、定期点検及び計

画の見直しを実施します。また、漁港海岸施設については、湯島漁港の対策工事を実施するとともに、蔵々漁港、下貫漁港の施設の定期点検及び計画の見直しを実施し、海岸背後地の人命、資産等の防護に進めてまいります。

次に、建設部門でございます。

舗装工事業につきましては、経年劣化により著しく老朽化している市道について、市単独事業と併せて国の社会資本整備総合交付金を活用しながら、引き続き、主要事業として、事業を実施し、市道の安全性や利便性の向上に努めてまいります。

橋梁補修事業につきましては、国の道路メンテナンス事業補助金を活用し、補修工事や定期点検を実施しながら、補修が必要であると判断された橋梁について、順次、詳細設計から補修工事へと段階的に取組み、適切な維持管理と長寿命化に努めてまいります。

橋梁補修に係る国の直轄診断が実施をされた樋島大橋につきましては、3月に報告されます診断結果に基づき適切な施設の整備に取り組んでまいります。

通学路等の安全対策につきましては、交通安全プログラムに示された危険か所において、交通安全施設対策事業を実施し、子供たちが安心して通学できるよう安全の確保を図ってまいります。

熊本県が実施している熊本天草幹線道路の大矢野道路につきましては、（仮称）新大矢野トンネルが2月24日に貫通する予定となっています。また、橋梁工事等も順調に進捗しており、本市としましても、引き続き必要な支援を行っていくとともに、熊本県や関係市町と協力しながら早期整備完成に向けて取り組んでまいります。

生活排水処理対策につきましては、公共用水域などの水質保全の観点から、各家庭から排出される生活雑排水について、合併処理浄化槽による適正な処理を行い、生活環境の保全や公衆衛生の向上を図るため、単独処理浄化槽や汲み取り槽からの転換の推進に引き続き取り組んでまいります。

下水道事業につきましては、平成4年の供用開始から約30年が経過しており、老朽化した施設について、上天草市下水道ストックマネジメント計画に基づき、処理場及び管渠の改修工事を実施し、施設の長寿命化に取り組んでまいります。また、事業運営では、下水道サービスを将来にわたり安定的に提供していくため、使用料の改定を行うとともに、経営の基盤強化等の取組を進め、持続可能な事業運営に努めてまいります。

空き家等対策事業につきましては、管理不全な空き家等は、そのまま放置すれば屋根材の落下など保安上危険な状態となるほか、ごみの不法投棄等の衛生面や景観面の悪化など、地域住民の生活環境に深刻な影響を与えることから、上天草市空き家等対策計画に基づき、空き家の所有者に対して、適切な管理を促すとともに、危険な空き家等については、助成制度を利用した除去を推進することで空き家の削減に努めてまいります。

市営住宅事業につきましては、上天草市公営住宅長寿命化計画に基づき、老朽化した住宅の外壁や屋根等の改修を実施することで、入居者の方が安心安全に暮らせる環境づくりを進めてまいります。そのほか耐用年数を経過した施設の建替え等につきましては、社会資本整備交付総合交

付金事業を活用した事業推進について検討を進めてまいります。

次に、市民生活部門でございます。

環境衛生業務につきましては、上天草市ゼロカーボンシティ宣言に沿った二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す取組を推進し、本市が目指す環境像、「人と海がふれあうまち上天草、美しい海と環境に優しいまちを未来の子供たちへ」を実現できるよう行政市民及び事業者が一体となって実施をしてまいります。

ごみの減量化対策につきましては、ごみの発生抑制及び分別の徹底に対する市民の事業者の意識を醸成し、天草広域連合が進める新ごみ処理施設整備を見据え、持続可能な循環型社会に向けて、さらなるごみの資源化・減量化を推進してまいります。また、新たな取組としまして、若者世代から環境意識の醸成を図るため、乳幼児健診時に水切りネット及びコンポスト等の配布を始めます。

龍ヶ岳・姫戸地域の振興につきましては、龍ヶ岳・姫戸地域資源の活用を高め、観光客等の人の流れをつくり出すため、龍ヶ岳山頂自然公園キャンプ場並びにミュージアム天文台の施設管理を龍ヶ岳統括支所に移管し、さらなる地域の活性化を目指した取組を推進してまいります。

次に、健康福祉部門でございます。

地域福祉につきましては、住民同士で支え合い、住みなれた地域で自分らしく活躍できる地域をともにつくっていく自助、共助、公助の連携を図り、地域共生社会の実現を目指してまいります。

障がい福祉につきましては、障がいのある方が住みなれた地域で自立した生活が送ることができるよう、障害者自立支援事業及び障害者地域生活支援事業の提供体制の整備充実を図ってまいります。

子ども子育て支援につきましては、安心して子供を産み育て、子供・若者が健やかに成長できるまちの基本理念のもとに、切れ目のない子育て支援、子供たちの成長や多様な価値観を地域全体で支援するまちづくりを目指してまいります。また、令和6年4月に設置したこども家庭センターにつきましては、妊産婦、子供やその家庭の課題、ニーズに応えるために、母子保健と児童福祉の両機能の連携、協働を深め、子育て家庭へ必要な支援を着実に提供できる体制を整えてまいります。

健康づくりにつきましては、健康寿命の延伸を目指し、生涯健康なまちとなるよう市民、行政、関係団体等のさらなる連携による健康づくりの推進を図ってまいります。

特定健診につきましては、令和5年度の受診率が35.3%と過去最高となりました。健康診断による生活習慣病等の早期発見・早期治療につなげるため、広報紙等による周知に加え、WEB予約のシステムの活用や40代セット検診の実施、健診体制の改善に継続して取り組んでまいります。また、未受診者に対する電話訪問による受診勧奨についても、引き続き実施し、受診者の増加に向けて取り組んでまいります。

乳幼児健診、健康診査につきましては、昨年度から開始した1か月児健診に加え、新たに5歳

児健診診査を実施し、発達障害などの早期発見・早期支援につなげてまいります。

予防接種につきましては、新たに带状疱疹予防接種が、令和7年度からB類疾病として定期接種化されることから、接種費用の一部助成を行い、重症化の予防、経済的負担の軽減を図ってまいります。

上天草市交流センタースパ・タラソ天草につきましては、昨年の反省を踏まえ、市民の信頼回復に努めてまいるとともに、市と指定管理者において、それぞれの役割を十分に果たしながら、長寿化計画に基づき、施設整備の改修工事を実施し、適切で発展的な運営に取り組んでまいります。

高齢者福祉につきましては、高齢者が住みなれた地域で自立して暮らすことができるよう、介護保険サービスの充実をはじめ、介護予防の強化、認知症対策への取組など地域包括ケアシステムの推進を図ってまいります。特に、介護予防の強化に関しましては、住民全体のかよいの場によるフレイル予防や介護予防の取組を引き続き推進するとともに、国の交付金を活用して高齢者の健康増進や社会参加を促進するため、eスポーツの導入を新たに検討しています。

次に、教育部門でございます。

教育委員会におきましては、ふるさとに誇りを持ち、未来を切り拓く人づくりを本市教育の基本理念に掲げ、次世代を担う人材の育成や、自ら学び明日を拓く地域に根づいた生涯学習の実現を目指し、様々な事業に取り組んでまいります。

学校教育の充実につきましては、第2期GIGAスクール構想を見据え、学習用タブレットが更新時期を迎えていることから、新たに機器を導入するとともに、学校ネットワークの改善を実施することで、ICT環境をさらに進化させ、利活用を促進します。特に、児童生徒が自発的に学び、創造性を発揮できるような教育環境を整え、個別最適化された学びの実現を目指します。

また、学力向上の取組としましては、学校長を構成員とする生きる力推進会議を開催し、学校の教育的課題を話し合うとともに、教育委員会が指定する研究指定校として課題解決に向けて取組を進め、その成果を研究発表会で公開することで本市の教育力の向上につなげてまいります。

教育環境の充実につきましては、姫戸小学校の管理棟及び普通教室棟の改修工事や、湯島小・中学校等のトイレの洋式化工事の実施など、施設マネジメント計画に基づく改修事業を確実に進めてまいります。

また、不登校児童・生徒の対応としましては、自立支援相談員やスクールソーシャルワーカー及び関係機関と連携することにより、不登校児童生徒の減少、未然防止に努めるとともに、引き続き特別支援教育補助員や学習支援員を配置することで困り感のある児童生徒への細やかな支援を行ってまいります。

学校と地域連携の取組としましては、学校運営協議会制度を活用し、学校の運営に関し、地域住民や保護者等が積極的に参加することにより、その意向を学校運営に反映させることで地域とともにある学校づくりを推進してまいります。

生涯学習の充実及び地域文化の振興につきましては、上天草市本と歴史の交流館イコットの活

用推進を図り、図書館における蔵書等の資料を充実させるとともに、交流スペースを活用した生涯学習活動や各種講座等の開催、また、歴史資料館において、指定文化財などを活用した企画展示や歴史講座などを開催し、地域の学びと交流拠点の充実としての充実を図ります。

スポーツ機会の充実につきましては、市民のスポーツ実施率の向上を図るため、大矢野総合スポーツ公園及び松島総合運動公園を核としたスポーツ活動を推進するとともに、各種スポーツ団体の支援を強化してまいります。

また、中学校における休日の部活動の地域移行に向け、具体的な取組を示した実施計画を今年度策定する予定であり、この計画に基づき、令和7年度までに総合型地域スポーツクラブ、文化団体などの地域クラブへ移行できるよう準備を進めてまいります。

最後に、水道部門でございます。

水道事業につきましては、上天草市水道事業ビジョンにおいて、事業の理想像として目標設定した基本理念、市民と環境を支え続ける水道と、基本方針、安全・強靱・持続を掲げており、この理想像実現に向けて着実に施策を推進するとともに、経営戦略に基づき、持続可能で効率的な水道事業運営に取り組んでまいります。また、引き続き耐震化事業による老朽管更新を計画的に推進し、耐震性の向上に努めるとともに、水道施設の適正な維持管理や有収率の改善に取り組むなど安心安全な水道水の安定供給に努めてまいります。令和7年度も、引き続き市民の皆様お一人お一人が自信と誇りを持って暮らせる上天草市を実現するため、各種施策に着実に進めてまいります。

議員各位並びに市民の皆様におかれましては、より一層の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます、施政方針の説明とさせていただきます。

令和7年2月12日、上天草市長、堀江隆臣。

御清聴ありがとうございました。

○議長（桑原 千知君） これで、施政方針説明は終わりました。

日程第 6 承認第 1 号 専決処分の報告及びその承認を求めることについて

【令和6年度上天草市一般会計補正予算（第8号）】

日程第 7 議案第 1 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第 8 議案第 2 号 上天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び上天草市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 議案第 3 号 上天草市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第 10 議案第 4 号 上天草市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例

			の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 1	議案第 5 号	上天草市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第 1 2	議案第 6 号	上天草市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第 1 3	議案第 7 号	上天草市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第 1 4	議案第 8 号	上天草市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第 1 5	議案第 9 号	上天草市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第 1 6	議案第 1 0 号	情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	
日程第 1 7	議案第 1 1 号	上天草市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第 1 8	議案第 1 2 号	上天草市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第 1 9	議案第 1 3 号	上天草市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第 2 0	議案第 1 4 号	上天草市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第 2 1	議案第 1 5 号	上天草市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第 2 2	議案第 1 6 号	令和 6 年度上天草市一般会計補正予算（第 9 号）	
日程第 2 3	議案第 1 7 号	令和 6 年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 4 号）	
日程第 2 4	議案第 1 8 号	令和 6 年度上天草市診療所特別会計補正予算（第 4 号）	
日程第 2 5	議案第 1 9 号	令和 6 年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	
日程第 2 6	議案第 2 0 号	令和 6 年度上天草市斎場特別会計補正予算（第 3 号）	
日程第 2 7	議案第 2 1 号	令和 6 年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算（第 3 号）	
日程第 2 8	議案第 2 2 号	令和 6 年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第	

3号)

日程第29	議案第23号	令和6年度上天草市電気事業特別会計補正予算（第2号）
日程第30	議案第24号	令和7年度上天草市一般会計予算
日程第31	議案第25号	令和7年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
日程第32	議案第26号	令和7年度上天草市診療所特別会計予算
日程第33	議案第27号	令和7年度上天草市介護保険特別会計予算
日程第34	議案第28号	令和7年度上天草市斎場特別会計予算
日程第35	議案第29号	令和7年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計予算
日程第36	議案第30号	令和7年度上天草市後期高齢者医療特別会計予算
日程第37	議案第31号	令和7年度上天草市電気事業特別会計予算
日程第38	議案第32号	令和7年度上天草市水道事業会計予算
日程第39	議案第33号	令和7年度上天草市下水道事業会計予算
日程第40	議案第34号	令和7年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算
日程第41	議案第35号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

○議長（桑原 千知君） 日程第6、承認第1号から日程第41、議案第30号までの以上36件を一括議題といたします。上程議案の説明を求めます。

堀江市長。

○市長（堀江 隆臣君） 令和7年第1回上天草市議会定例会に提案をいたします議案につきまして御説明いたします。

今定例会には、専決処分の報告及びその承認を求めることについての承認議案1件、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてなどの条例議案15件、令和6年度上天草市一般会計補正予算（第9号）などの予算議案19件、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてのその他議案1件を提出しております。

議案の詳しい内容につきましては、所管部局長より説明をいたしますので、議員の皆様におかれましては、御審議を頂きまして御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、執行部から、順次、提案理由及び議案内容の説明を求めます。

まず、承認第1号及び議案第1号から議案第9号の説明を、総務部長。

○総務部長（濱崎 裕慈君） よろしくお願ひいたします。

議案書1ページをお願いいたします。

承認第1号、専決処分の報告及びその承認を求めることについて御説明いたします。

令和6年度上天草市一般会計補正予算（第8号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別冊予算書のとおり1月21日付けで専決処分しましたので、同条第3項の規定に基づき、規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

今回の専決は、令和6年度住民税均等割非課税世帯に対する1世帯当たり3万円の支給と、当該支給世帯の18歳以下の児童1人当たり2万円を加算した支給に係る経費について予算措置を行ったものでございます。なお、100万円以下の補正及び人件費の補正につきましては、説明を省略させていただきます。

予算書1ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ1億4,842万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を229億2,928万3,000円とするものでございます。

歳入について御説明いたします。

7ページをお願いいたします。

65(款)国庫支出金、15(項)国庫補助金、10(目)総務費国庫補助金は、重点支援交付金事業費及び事務費1億4,842万4,000円を増額するものでございます。

歳出の主なものについて御説明いたします。

8ページをお願いいたします。

20(款)民生費、10(項)社会福祉費、10(目)社会福祉総務費は、1億4,195万9,000円を増額でございます。主なものといたしまして、給付金事務振込手数料108万9,000円、給付金に係る総合行政システム改修業務委託料372万9,000円、令和6年度住民税非課税世帯給付金1億3,500万円を増額するものでございます。

20(款)民生費、15(項)児童福祉費、10(目)児童福祉総務費は646万5,000円を増額でございます。主なものといたしまして、低所得の子育て世帯支援給付金616万円を増額するものでございます。

以上が、専決処分の報告及びその承認を求めることについての概要でございます。

御承認のほど、よろしくお願いいたします。

次に、議案書2ページをお願いいたします。併せて説明資料1ページをお願いいたします。

議案第1号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、刑法の一部が改正され、懲役及び禁錮が拘禁刑に改められたことから、上天草市表彰条例のほか6本の条例の規定を整理するものでございます。

内容といたしましては、第1条、上天草市表彰条例、第2条、上天草市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例、第3条、上天草市一般職の職員の給与に関する条例、第4条、上天草市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例、第5条、上天草市消防功労金支給条例、第6条、上天草市行政不服審査会設置条例及び第7条、上天草市個人情報の保護に関する法律施行条例の規定において関係規定を整理するものでございます。

なお、この条例は、令和7年6月1日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、刑法等の一部を改正する法律の施行による刑法の一部改正に伴い、関係条例の規定を整理する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

次に、議案書 4 ページをお願いいたします。併せて説明資料 9 ページをお願いいたします。

議案第 2 号、上天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び上天草市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正等に伴い、関係条例の規定を整備するものでございます。

第 1 条による上天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正につきまして御説明いたします。

第 9 条につきましては、育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、所定外労働時間の制限対象となる職員の要件を、3 歳に満たない子から、小学校就学の始期に達するまでの子に改めるものでございます。その他所要の規定につきましては、文言の訂正等を行うものでございます。

第 2 条による上天草市職員の育児休業等に関する条例の改正につきまして御説明いたします。

第 2 2 条につきましては、育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、引用している同法の条項ずれを改めるものでございます。その他、所要の規定につきましては、文言の訂正等を行うものでございます。

なお、この条例は、一部の規定を除き、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行による育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正等に伴い、関係条例の規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

次に、議案書 7 ページをお願いいたします。

議案第 3 号、上天草市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、人事院勧告に準じて一般職の職員の給与等を改正するものでございます。

新旧対照表で御説明いたしますので、議案説明資料の 20 ページをお願いいたします。

第 1 条による上天草市一般職の職員の給与に関する条例の改正につきまして御説明いたします。

第 5 条の昇格及び昇給の基準につきましては、行政職給料表の適用を受ける 7 級の職員の昇給の号給数を、3 号給から 4 号給に改め、医療職給料表 1 の適用を受ける 4 級以上の職員の昇給を原則停止するものでございます。

21 ページをお願いいたします。

第 11 条、扶養手当につきましては、配偶者に係る手当を廃止するとともに、子に係る手当を

1万円から1万3,000円増額し、医療表給料表1の適用を受ける4級以上の職員に対する子以外の扶養親族に係る手当を廃止するものでございます。

23ページをお願いいたします。

13条の地域手当につきましては、支給地域の旧地区分を5段階に削減し、支給割合を改正するものでございます。

25ページをお願いいたします。

17条の通勤手当につきましては、新幹線等鉄道の利用を新たに採用された職員を含め対象とするとともに、次の支給額の上限を5万5,000円から15万円に増額するものでございます。

28ページをお願いいたします。

第18条の単身赴任手当につきましては、新たに採用された職員を支給対象とするものでございます。第27条、管理職特別勤務手当につきましては、支給対象の勤務時間を午前0時から翌日の午前5時までから、午後10時から翌日の午前5時までに拡充するものでございます。

30ページをお願いいたします。

第28条につきましては、定年前再任用短時間勤務職員を住居手当等の支給対象とするものでございます。第29条の期末手当につきましては、令和7年以降の支給割合を、一般職で100分の125、特定幹部職員で100分の105、再任用職員で100分の70とするものでございます。第32条の勤勉手当につきましては、令和7年度以降の支給割合を、一般職員で100分の105、特定幹部職員で100分の125、再任用職員で100分の50とするものでございます。

31ページをお願いいたします。

一般職給料表、医療職給料表1、2及び3を人事院勧告に準じた給料月額に改正するものでございます。

47ページをお願いいたします。

第1条、第2条による地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部改正につきまして、暫定再任用職員を住居手当等の支給対象とするものでございます。

次に、附則につきまして御説明いたします。

附則第2条付則、第3条及び附則別表につきましては、給料表の改正に伴い、号給の切替え及び調整を行うものでございます。附則第4条及び附則第5条につきましては、扶養手当及び地域手当の支給に係る段階的な措置を行うものでございます。附則第6条につきましては、新幹線等鉄道の利用に係る通勤手当及び単身赴任手当を、令和7年4月1日以降に採用された職員にも適用するものでございます。附則第8条につきましては、第12条の改正に伴う関係条例の整備を、附則第9条につきましては、第29条第2項の改正に伴う関係条例の整理を行うものでございます。なお、この条例は、一部の規定を除き令和7年4月1日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、人事院勧告に準じて職員の給与を改定する等のため関係規定を整

備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

次に、議案書 39 ページをお願いいたします。併せて説明資料 51 ページをお願いいたします。

議案第 4 号、上天草市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、人事院勧告に準じて技能労務職員の給与等を改正するものでございます。主な内容といたしまして、第 9 条の単身赴任手当につきまして、新たに採用された職員を支給対象とするものでございます。第 24 条につきましては、定年前再任用短時間勤務職員を住居手当等の支給対象とするものでございます。

なお、この条例は、一部の規定を除き、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、人事院勧告に準じて職員の給与を改定する等のため、関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

次に、議案書 41 ページをお願いいたします。併せて説明資料 56 ページをお願いいたします。

議案第 5 号、上天草市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、本定例会において、人事院勧告に準じて一般職の職員の給料表を改定することを踏まえ、フルタイム会計年度任用職員においても、同様の措置を講ずるものでございます。

内容といたしましては、フルタイム会計年度任用職員給料表を改正するものでございます。

次に、附則につきまして御説明いたします。

附則第 2 項及び附則別表につきましては、給料表の改正に伴い、号給の切替えを行うものでございます。

なお、この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正を踏まえ、関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

次に、議案書 44 ページをお願いいたします。併せて説明資料 58 ページをお願いいたします。

議案第 6 号、上天草市パートタイム会計年度任用職員の報酬期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。この条例は、今定例会において、人事院勧告に準じて一般職の職員の給与を改定することを踏まえ、パートタイム会計年度任用職員においても、同様の措置を講ずるものでございます。

内容といたしましては、令和 7 年 6 月に支給する期末手当の支給割合を、100 分の 77.5

から１００分の７８．７５に引上げ、令和７年１２月に支給する期末手当の支給割合を１００分の８０から１００分の７８．７５に引下げ、令和７年６月に支給する勤勉手当の支給割合を１００分の４８．７５から１００分の５０に引上げ、令和７年１２月に支給する勤勉手当の支給割合を１００分の５１．２５から１００分の５０に引き下げるものでございます。なお、この条例は、令和７年７月１日から適用することとしております。

提案理由といたしましては、上天草市一般職の職員の給与に関する条例及び上天草市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正を踏まえ、関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

次に、議案書４５ページをお願いいたします。併せて説明資料６１ページをお願いいたします。

議案第７号、上天草市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、人事院勧告に準じて任期付職員の給与を改正するものでございます。

内容といたしましては、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を上げた者に対する特定任期付職員業績手当を廃止し、勤勉手当を支給するとともに、特定任期付職員の期末手当の支給割合を１００分の１７５から１００分の９５に改正するものでございます。

なお、この条例は、市が令和７年４月１日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、人事院勧告に準じて職員の給与を改定するため、関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

次に、議案書４６ページをお願いいたします。併せて説明資料６３ページをお願いいたします。

議案第８号、上天草市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、上天草市ふるさと応援基金をより効果的に活用するため、関係規定を整備するものでございます。

主な内容といたしましては、５条において、事業の種類を観光または産業の振興に関する事業、教育、文化またはスポーツの振興に関する事業、子ども、高齢者等の福祉、または、医療の充実に関する事業、安全で安心なまちづくり、または、環境保全に関する事業、その他市長が必要と認める事業に見直すとともに、所定の規定の整備を行うものでございます。

なお、この条例は、令和７年４月１日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、上天草市ふるさと応援基金を本市が行う各種各事業により効果的に活用するため、関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

次に、議案書４７ページをお願いいたします。併せて説明資料６５ページをお願いいたします。

議案第９号、上天草市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、消防団員の報酬を、消防団員個人に対し直接支給する方法に変更するため、関係規定を整備するものでございます。

内容といたしましては、基本団員に支給される出勤報酬の支給時期について、支給事務の効率化等を図るため、当該職務に従事した日から３０日以内に支給から、当該年度の出勤手当を８月、１２月及び４月の計３回の支給に改めるものでございます。

なお、この条例は、令和７年４月１日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、消防団員の出勤報酬を消防団員個人に直接支給する方法に変更し、支給時期を見直すため関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） ここで、１０分間休憩いたします。

休憩 午前１１時０２分

再開 午前１１時１２分

○議長（桑原 千知君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第１０号の説明を、市長。

○市長（堀江 隆臣君） 議案書４８ページをお願いいたします。併せて説明資料の６６ページをお願いいたします。

議案第１０号、情報通信技術の効果的な活用のための規制見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、デジタル社会形成基本法に基づくデジタル社会の形成に関する施策として、情報通信技術の進展を踏まえたその効果的な活用を推進していくべくアナログ規制の見直しを行い、上天草市財政事情の公表に関する条例ほか２条例の規定を整備するものでございます。

内容といたしましては、主に、公表等の方法にインターネットの利用を追加するものでございます。

提案理由といたしましては、情報通信技術を効果的に活用するための書面の掲示に係る規制の見直しのため、関係条例の規定を整備する必要があります。

これが、議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第１１号から議案第１２号を、水道局長。

○水道局長（渡辺 政明君） よろしくお願ひいたします。

議案書 50 ページをお願ひいたします。併せて説明資料 69 ページをお願ひいたします。

議案第 11 号、上天草市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、人事院勧告に準じて職員の給与を改定する等のため改正するものでございます。

主な内容といたしましては、第 6 条につきましては、配偶者に係る扶養手当を廃止するものでございます。第 10 条につきましては、新たに採用された職員を単身赴任手当の支給対象とするものでございます。第 27 条につきましては、定年前再任用短時間勤務職員への支給を除外していた住居手当等を支給対象とするものでございます。なお、この条例は、一部の規定を除き、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、人事院勧告に準じて職員の給与を改定する等のため関係規定を整備する必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

引き続きまして、議案書 54 ページをお願ひいたします。併せて説明資料 78 ページをお願ひいたします。

議案第 12 号、上天草市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、生活衛生関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の施行による水道法施行令の一部改正及び生活衛生等関係行政の機能の強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の施行による水道法施行規則の一部改正に伴い、水道事業における水道の布設工事の施行に関し、技術上の監督業務を行う敷設工事監督者及び水道技術管理者の資格が改正されたため、当該基準を踏まえ、関係規定を整備するものでございます。

主な内容としましては、これまで簡易水道事業のみに適用されていた布設工事監督者及び水道技術管理者における必要経験年数等の資格基準の緩和が給水人口 5 万人以下である水道事業においても適用されるため、第 3 条及び第 14 条において、緩和後の資格の基準等を規定するものでございます。なお、この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとしております。

提案理由としましては、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法令、法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等の施行による水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第 13 号を、市民生活部長。

○市民生活部長（藤川 勝利君） 議案書 57 ページをお願ひいたします。併せて説明資料 84

ページをお願いいたします。

議案第13号、上天草市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、引用している同法の条項ずれを改めるため、関係規定を整備するものでございます。なお、この条例は、令和7年4月1日から施行することとしております。

提案理由としましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等などの一部を改正する法律の施行による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第14号を、健康福祉部長。

○健康福祉部長（前方 正広君） 議案書58ページをお願いいたします。併せて説明資料85ページをお願いいたします。

議案第14号、上天草市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、栄養士法が改正され、管理栄養士養成施設卒業者については、栄養士免許を取得せずとも、管理栄養士となることが可能となったことから、児童福祉施設等の運営に関する要件の配置基準を緩和するための児童福祉施設の整備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、関係規定を整備するものでございます。

内容といたしましては、家庭的保育事業所の運営に関する要件として、栄養士の配置等を求めている部分につきまして、管理栄養士を追加するものでございます。なお、この条例は、令和7年4月1日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、児童福祉施設の整備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第15号を、病院事務長。

○病院事務長（山川 康興君） 議案書59ページをお願いいたします。併せて説明資料86ページをお願いいたします。

議案第15号、上天草市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、人事院勧告に準じて、公営企業である上天草総合病院の職員の給与を改正する等のものでございます。主な内容といたしまして、第2条、扶養手当につきましては、配偶者に係る手当を廃止し、第10条、単身赴任手当について、新たに職位、新たに採用された職員に関しても、要件を満たした場合には支給対象とするものでございます。

第25条では、定年前再任用短時間勤務職員について、新たに住居手当等を支給対象とするものでございます。なお、この改正については、一部規定を除き、令和7年4月1日から交付することとしております。

提案理由といたしましては、人事院勧告に準じて上天草市病院企業職員の給与等を改正するため、関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第16号を、総務部長。

○総務部長（濱崎 裕慈君） 議案書62ページをお願いいたします。

議案第16号、令和6年度上天草市一般会計補正予算（第9号）について御説明いたします。

今回の補正は、事業費確定に伴う減額などに加え、令和6年度国の補正予算（第1号）に係る事業費を計上しております。なお、事業費確定等に伴う減額補正、100万円以下の増額補正及び人件費の補正につきましては、説明を省略させていただきます。

予算書1ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ4億8,109万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を224億4,819万2,000円とするものでございます。

5ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費の補正は、15（款）総務費、10（項）総務管理費、上天草市役所大矢野庁舎駐車場等整備事業のほか45件、8億2,924万7,000円を令和7年度へ繰越して事業を実施可能とするものでございます。

7ページをお願いいたします。

第3表、債務負担行為の補正は、勤怠管理システム利用料のほか45件の債務負担行為の限度額を4億9,481万7,000円とするものでございます。

10ページをお願いいたします。

第4表、地方債の補正は、過疎対策事業債を8,470万円減額するなど起債限度額を34億7,120万円とするものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

13ページをお願いいたします。

45（款）10（項）10（目）地方交付税は、国の補正予算による変更決定に伴い、1億

7,359万6,000円を増額するものでございます。

５５（款）分担金及び負担金、１０（項）分担金、１５（目）農林水産業費分担金は、県営京の島地区農地整備事業負担金受益者分322万5,000円を増額するものでございます。

１４ページをお願いいたします。

６５（款）国庫支出金、１０（項）国庫負担金、１０（目）民生費国庫負担金は、子どものための教育・保育給付費交付金2,959万4,000円を増額するものでございます。

６５（款）国庫支出金、１５（項）国庫補助金、１０（目）総務費国庫補助金は、新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）2,650万5,000円、重点支援交付金推奨事業メニュー1億709万8,000円を増額するものでございます。

１５ページをお願いいたします。

３０（目）土木費国庫補助金は、社会資本整備総合交付金（舗装工事補修事業）478万8,000円及び（自転車通行空間整備事業）614万4,000円、道路メンテナンス事業補助金2,007万6,000円を増額するものでございます。４０（目）教育費国庫補助金は、遠距離通学補助金177万8,000円を増額するものでございます。

１６ページをお願いいたします。

７０（款）県支出金、１０（項）県負担金、１０（目）民生費県負担金は、子どものための教育・保育給付費負担金1,479万7,000円を増額するものでございます。

２５（目）災害復旧費県負担金は、農地等災害復旧事業補助金517万7,000円を増額するものでございます。

７０（款）県支出金、１５（項）県補助金、１５（目）民生費県補助金は、子供のための教育・保育給付費地方単独費用県費補助金239万4,000円、令和６年度熊本県保育所等物価高騰対策支援金補助金192万4,000円などを増額するものでございます。

１７ページをお願いいたします。

３０（目）商工費県補助金は、物価高騰対応生活支援交付金2,044万円を増額するものでございます。

７５（款）財産収入財産運用収入、１５（目）利子及び配当金は、財政調整基金利子260万4,000円などを増額するものでございます。

１８ページをお願いいたします。

８０（款）１０（項）寄附金、１０（目）一般寄附金は、132万5,000円を増額するものでございます。

４０（目）総務費寄附金は、企業版ふるさと納税直接寄附金寄附分750万円、企業版ふるさと納税ポータルサイト経由分140万円を増額するものでございます。

１９ページをお願いいたします。

８５（款）繰入金、１５（項）基金繰入金は、3億9,061万1,000円の減額でございます。主なものといたしまして、１０（目）財政調整基金繰入金が、歳出予算との調整により3億2,927万

2,000円を減額するものでございます。

95(款) 諸収入、15(項) 10(目) 市預金利子は、102万円の増額でございます。

20ページをお願いいたします。

99(款) 10(項) 市債は、事業費の確定等により1億5,095万9,000円を減額するものでございます。

歳出の主なものについて御説明いたします。

28ページをお願いいたします。

15(款) 総務費、10(項) 総務管理費、45(目) 企画費は、上天草市天草エアライン運行維持確保応援金101万1,000円を増額するものでございます。

35ページをお願いいたします。

20(款) 民生費、15(項) 児童福祉費、15(目) 児童措置費は、エネルギー等物価高騰対策支援金保育所等192万4,000円。

36ページをお願いいたします。

私立保育園等施設型給付費6,306万7,000円を増額するものでございます。

37ページをお願いいたします。

25(款) 衛生費、10(項) 保健衛生費、15(目) 保健衛生施設費は、エネルギー価格物価高騰支援金スパ・タラソ天草318万3,000円を増額するものでございます。

38ページをお願いいたします。

30(目) 環境衛生費は、住宅用省エネルギー設備設置費補助金200万円を増額するものでございます。

40ページをお願いいたします。

35(款) 農林水産業費、10(項) 農業費、20(目) 農業振興費は、農業用物価高騰対策緊急支援補助金3,730万円を増額するものでございます。30(目) 農地費は、県営京の島地区農地整備事業負担金430万円。

41ページをお願いいたします。

県営京の島地区農地整備事業負担金受益者分322万5,000円、県営阿村地区水利施設等保全高度化事業負担金840万円を増額するものでございます。

35(款) 農林水産業費、15(項) 林業費、15(目) 林業振興費は、有害鳥獣捕獲委託料524万円を増額するものでございます。

42ページをお願いいたします。

35(款) 農林水産業費、20(項) 水産業費、15(目) 水産振興費は、漁業経営セーフティーネット構築事業補助金燃油1,079万3,000円、漁業用物価高騰対策緊急支援事業補助金288万5,000円、赤潮被害軽減対策事業補助金590万7,000円を増額するものでございます。

43ページをお願いいたします。

40(款) 10(項) 商工費、15(目) 商工振興費は、ココシル上天草システム運営委託料

176万円、ココシル上天草運營業務委託料3,015万4,000円、L P ガス価格高騰対策支援事業補助金4,088万円、運送事業者燃料費高騰対策補助金3,000万円を増額するものでございます。

45ページをお願いいたします。

45(款)土木費、15(項)道路橋梁費、10(目)道路維持費は、姫浦トンネル補修工事費300万円、自転車通行空間整備工事1,050万円を増額するものでございます。20(目)道路橋梁維持費は、治郎田2号線ほか4橋補修調査設計業務委託料1,600万円、大山1号橋補修工事1,000万円、堂木橋補修工事800万円を増額するものでございます。25(目)道路舗装費は、市道環状2号線舗装工事500万円、市道尾越崎大渦線舗装工事400万円を増額するものでございます。

46ページをお願いいたします。

45(款)土木費、20(項)河川費、10(目)河川管理費は、急傾斜地崩壊対策事業等負担金200万円を増額するものでございます。

48ページをお願いいたします。

50(款)10(項)消防費、30(目)防災管理費は、テント式パーテーション購入費869万円、折り畳み式ベッド購入費132万円、資機材備蓄倉庫購入費2,500万円、スポットクレーン購入費1,800万円を増額するものでございます。

55ページをお願いいたします。

55(款)教育費、30(項)保健体育費、20(目)学校給食費は、学校給食費補助金786万円を増額するものでございます。

57ページをお願いいたします。

70(款)諸支出金、20(項)基金費、10(目)財政調整基金費は、財政調整基金積立金利子分260万4,000円を増額するものでございます。15(目)減債基金費は、減債基金積立金3,191万7,000円を増額するものでございます。

58ページをお願いいたします。

140(目)上天草市まち・ひと・しごと創生基金費は、上天草市まち・ひと・しごと創生基金積立金1,121万1,000円を増額するものでございます。

59ページをお願いいたします。

75(款)10(項)10(目)予備費は、歳入歳出予算の調整のため500万円を増額するものでございます。

以上が、令和6年度上天草市一般会計補正予算(第9号)の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(桑原 千知君) 次に、議案第17号から議案第19号を、健康福祉部長。

○健康福祉部長(前方 正広君) 議案書63ページをお願いいたします。

議案第17号、令和6年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）について御説明いたします。なお、100万円以下の補正につきましては説明を省略させていただきます。

別冊予算書の60ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ3,432万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を47億294万1,000円とするものでございます。

63ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為の補正は、特定健診事業費委託料の債務負担行為の限度額を584万8,000円とするものでございます。

歳出歳入の主なものについて御説明いたします。

66ページをお願いいたします。

30（款）県支出金、15（項）県補助金は3,398万5,000円の増額でございます。主なものといたしまして、20（目）保険給付費等交付金が、高額療養費の支出見込み額の増加などにより、普通交付金3,445万7,000円を増額するものでございます。

歳出の主なものについて御説明いたします。

67ページをお願いいたします。

15（款）保険給付費、15（項）高額療養諸費、10（目）一般被保険者高額療養費は、高額療養費の支出見込額の増加により、高額療養費3,445万7,000円の不足額を増額するものでございます。

68ページをお願いいたします。

50（款）諸支出金、10（項）償還金及び還付加算金、26（目）県支出金返納金は、特定健康診査及び特定保健指導等並びに上天草総合病院健康管理センターの保健事業の実績の確定により、令和5年度保険給付費等交付金返納金149万9,000円を増額するものでございます。

以上が、令和6年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案書64ページをお願いいたします。

議案第18号、令和6年度上天草市診療所特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

なお、100万円以下の補正につきましては、説明を省略させていただきます。

別冊予算書69ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ934万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を6,478万6,000円とするもので

ございます。

72ページをお願いいたします。

第2表地方債の補正は、辺地対策事業債を260万円減額し、起債限度額を720万円とするものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

75ページをお願いいたします。

10（款）10（項）事業収入は656万6,000円の減額でございます。主なものといたしまして、10（目）収益事業収入が、患者数及び1人当たりの診療費の減少により、国民健康保険診療報酬300万円、後期高齢者医療保険診療報酬250万円、一部負担金136万6,000円を減額するものでございます。

40（款）10（項）市債、20（目）辺地対策事業債は、湯島へき地診療所トイレ改修工事の事業費確定に伴い260万円を減額するものでございます。

歳出の主なものについて御説明いたします。

76ページをお願いいたします。

10（款）総務費、10（項）総務管理費は786万4,000円の減額でございます。主なものといたしまして、10（目）一般管理費が、事業費確定に伴い、湯島へき地診療所トイレ改修工事284万6,000円を減額するものでございます。20（目）医療費が、医薬材料費493万4,000円を減額するものでございます。

20（款）10（項）10（目）予備費は、歳入歳出予算の調整のため、148万3,000円を減額するものでございます。

以上が、令和6年度上天草市診療所特別会計補正予算（第4号）の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2項の規定により、議会の議決を経る必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案書65ページをお願いいたします。

議案第19号、令和6年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

なお、100万円以下の補正及び人件費の補正につきましては、説明を省略させていただきます。

別冊予算書77ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ1,091万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を43億978万1,000円とするものでございます。

80ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為の補正は、地域包括ケアシステム保守料のほか14件の債務負担行為の限度額を4,393万円とするものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

８３ページをお願いいたします。

１０（款）保険料、１０（項）介護保険料は218万4,000円の減額でございます。主なものといまして、１０（目）第１号被保険者保険料が、介護給付費の見込額の減少により特別徴収保険料を減額するものでございます。

８４ページをお願いいたします。

３０（款）県支出金、１０（項）県負担金、１０（目）介護給付費負担金は、介護給付費県負担金の見込額の増加により、現年度分介護給付費249万円を増額するものでございます。

３０（款）県支出金、２０（項）県補助金、１５（目）地域支援事業交付金は、主に任意事業の見込額の増加により、現年度分地域支援事業279万円を増額するものでございます。

４５（款）繰入金、１０（項）一般会計繰入金は1,433万2,000円の減額でございます。主なものといまして、１５（目）その他一般会計繰入金が、介護事業一般管理事務費等の減額により、事務費繰入金1,258万円を減額するものでございます。

歳出の主なものについて御説明いたします。

８７ページをお願いいたします。

１５（款）保険給付費、１０（項）介護サービス等諸費は1,112万4,000円の減額でございます。主なものといまして、４０（目）居宅介護サービス計画給付費が、利用件数の減少などにより1,057万6,000円を減額するものでございます。

１５（款）保険給付費、１５（項）介護予防サービス等諸費は1,400万7,000円を増額でございます。主なものといまして、１０（目）介護予防サービス給付費が、利用件数の増加により1,267万1,000円を増額するものでございます。

８８ページをお願いいたします。

１５（款）保険給付費、３０（項）特定入所者介護サービス等費、１０（目）特定入所者介護サービス費は、利用件数の減少により433万8,000円を減額するものでございます。

８９ページをお願いいたします。

４５（款）地域支援事業費、１５（項）包括的支援事業任意事業費は714万1,000円の減額でございます。主なものといまして、３５（目）包括的支援新規４事業が、生活支援コーディネーターの退職により、コーディネーター委託料287万1,000円、委託内容の見直しにより、在宅医療介護連携推進事業委託費103万5,000円を減額するものでございます。

以上が、令和６年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第３号）の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第９６条第１項第２号の規定により、議会の議決を経る必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第２０号を、市民生活部長。

○市民生活部長（藤川 勝利君） 議案書 66 ページをお願いいたします。

議案第 20 号、令和 6 年度上天草市斎場特別会計補正予算（第 3 号）について御説明いたします。

予算書 91 ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ 2 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 3,860 万 3,000 円とするものでございます。

歳入について説明いたします。

96 ページをお願いいたします。

15（款）財産収入、10（項）財産運用収入、10（目）利子及び配当金は、斎場基金利子 2 万 5,000 円を増額するものでございます。

歳出について御説明いたします。

97 ページをお願いいたします。

25（款）諸支出金、10（項）基金費、10（目）斎場基金費、斎場基金利子積立金 2 万 5,000 円を増額するものでございます。

以上が、令和 6 年度上天草市斎場特別会計補正予算（第 3 号）の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第 21 号を、経済振興部長。

○経済振興部長（本田 善生君） 議案書 67 ページをお願いいたします。

議案第 21 号、令和 6 年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算（第 3 号）について御説明いたします。

予算書の 98 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算それぞれ 314 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 2,281 万円とするものでございます。

歳入について御説明いたします。

予算書 103 ページをお願いいたします。

10（款）10（項）事業収入、10（目）収益事業収入は、入館者数が前年度より増加しているものの、当初の目標に届かない見込みであるため、入館料 194 万 3,000 円を減額するものでございます。

35（款）繰入金、10（項）10（目）一般会計繰入金は、会計年度任用職員報酬等の減額に伴い、一般会計へ繰入金 120 万 4,000 円を減額するものでございます。

歳出について御説明いたします。

104 ページをお願いいたします。

１０（款）総務費、１０（項）総務管理費、１０（目）一般管理費は、会計年度任用職員報酬等の不用額314万7,000円を減額するものでございます。

以上が、令和６年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算（第３号）の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第９６条第１項第２号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第２２号を、健康福祉部長。

○健康福祉部長（前方 正広君） 議案書６８ページをお願いいたします。

議案第２２号、令和６年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について御説明いたします。

なお、100万円以下の補正につきましては、説明を省略させていただきます。

別冊予算書１０５ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ1,794万円を減額し、歳入歳出予算の総額を5億5,598万6,000円とするものでございます。

１０８ページをお願いいたします。

第２表、債務負担行為の補正は、後期高齢者健診事業委託料の債務負担行為の限度額を129万5,000円とするものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

１１１ページをお願いいたします。

２５（款）繰入金、１０（項）一般会計繰入金は1,483万1,000円の減額でございます。主なものといたしまして、１５（目）保険基盤安定繰入金が、保険基盤安定負担金の確定に伴い、1,480万2,000円を減額するものでございます。

３５（款）諸収入、１５（項）償還金及び還付加算金、１０（目）保険料還付金は、保険料過誤納還付金の実績見込みにより、310万9,000円を減額するものでございます。

歳出の主なものについて御説明いたします。

１１２ページをお願いいたします。

１５（款）１０（項）１０（目）後期高齢者医療広域連合納付金は、保険基盤安定負担金の確定に伴い、1,480万2,000円を減額するものでございます。

２５（款）諸支出金、１０（項）償還金及び還付加算金、１０（目）保険料還付金は、保険料過誤納還付金の実績見込みにより、310万9,000円を減額するものでございます。

以上が、令和６年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第９６条第１項第２号の規定により、議会の議決を経る必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第23号を、総務部長。

○総務部長（濱崎 裕慈君） 議案書69ページをお願いいたします。

議案第23号、令和6年度上天草市電気事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

予算書113ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に増減はなく、歳出予算のみを補正するものでございます。

歳出予算について御説明いたします。

118ページをお願いいたします。

10（款）総務費、10（項）総務管理費、10（目）総務一般管理費は、消費税中間申告額の確定に伴い、消費税92万円を減額するものでございます。

50（款）10（項）10（目）予備費は、歳出予算の調整のため、92万円を増額するものでございます。

以上が、令和6年度上天草市電気事業特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第24号を、総務部長。

○総務部長（濱崎 裕慈君） 議案書70ページをお願いいたします。

議案第24号、令和7年度上天草市一般会計予算について御説明いたします。

予算書1ページをお願いいたします。

第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ198億7,866万6,000円と定めるものでございます。

7ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為は、住居借上費用、令和7年度契約分の債務負担行為の限度額を671万6,000円とするものでございます。

8ページをお願いいたします。

第3表、地方債は、起債限度額の総額を14億3,630万円とし、利率、借入れ先、償還の方法を定めるものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

10ページをお願いいたします。

45（款）地方交付税は、81億2,234万1,000円で、過去の交付実績等を踏まえた歳出により、前年度比3億925万円の増額でございます。

８０（款）寄附金は、７億３００万円で、ふるさと応援寄附金の減により、前年度比１億円の減額でございます。

８５（款）繰入金は、２１億３,３０５万６,０００円で、財政調整基金繰入金の増等により、前年度比４億４２７万９,０００円の増額でございます。

９５（款）諸収入は、３億８,４２３万円で、デジタル基盤改革支援補助金の増等により、前年度比１億６,５９５万５,０００円の増額でございます。

９９（款）市債は、１４億３,６３０万円で、緊急防災・減災事業債の減等により、前年度比７億６３９万円の減額でございます。

歳出の主なものについて御説明いたします。

１１ページをお願いいたします。

１０（款）議会費は、１億３,２５９万６,０００円で、前年度比３６２万４,０００円の減額でございます。主なものといたしまして、議会中継放送運営業務委託料１３１万６,０００円を計上するものでございます。

１５（款）総務費は、２４億５,３８５万６,０００円で、前年度比１億６,９７１万８,０００円の増額でございます。主なものといたしまして、地方公共団体情報システム標準化・共通化に係る業務委託料１億９７１万円、乗合バス等運行費補助金１億３６１万１,０００円、大矢野庁舎及び書庫棟照明設備改修工事７,０５６万５,０００円を計上するものでございます。

２０（款）民生費は、６０億４,０４８万６,０００円で、前年度比１億４,０５７万３,０００円の増額でございます。

主なものといたしまして、私立保育所等施設型給付費１０億１,８４９万４,０００円、障害者介護給付費９億７,５０１万円、後期高齢者医療広域連合への療養給付費負担金５億５,２５０万３,０００円を計上するものでございます。

２５（款）衛生費は、２１億４６万２,０００円で、前年度比２億９,８２２万３,０００円の増額でございます。主なものといたしまして、天草広域連合衛生費負担金３億７,３５７万８,０００円、スパ・タラソ天草改修工事２億６２５万３,０００円、一般廃棄物収集運搬業務委託料１億２,６０６万円を計上するものでございます。

３５（款）農林水産業費は、９億７,７９４万４,０００円で、前年度比１億２,６５９万９,０００円の増額でございます。

主なものといたしまして、牟田漁港１号防波堤機能保全対策工事１億２６０万円、串漁港、成合津２号突堤機能保全対策工事９,４００万円、阿村地区区画整備工事５,１２８万３,０００円を計上するものでございます。

４０（款）商工費は、８億３,２９４万１,０００円で、前年度比６,６４４万円の減額でございます。

主なものといたしまして、ふるさと納税返礼品１億８,５５０万円、ふるさと納税事務事業業務委託料５,５９０万２,０００円、企業立地促進及び雇用促進補助金５,５００万円を計上するものでございます。

４５（款）土木費は、１１億３,２３５万４,０００円で、前年度比１億３,１３９万円の減額でございます。

主なものといたしまして、上天草港江樋戸港区改修工事８,１００万円、第一神代ほか２橋補修工

事4,600万円、上天草港知十港区海岸メンテナンス工事4,340万円を計上するものでございます。

50（款）消防費は、8億5,398万3,000円で、前年度比3億6,256万5,000円の減額でございます。

主なものとしたしまして、天草広域連合消防費負担金、常備消防負担金4億8,599万8,000円、上天草市防災情報システム拡充工事4,391万7,000円、消防格納庫建設工事4,291万4,000円を計上するものでございます。

55（款）教育費は、20億7,327万8,000円で、前年度比1億2,829万1,000円の増額でございます。

主なものとしたしまして、旧樋島小学校解体工事1億4,932万3,000円、姫戸小学校管理棟及び普通教室棟改修工事8,381万3,000円、スクールバス運行業務委託料小学校分8,022万9,000円を計上するものでございます。

65（款）公債費は、25億1,187万4,000円で、地方債元利償還金の増により、前年度比1億4,025万4,000円の増額でございます。

以上が、令和7年度上天草市一般会計予算の概要でございます。

提案理由としたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） お諮りいたします。12時をまわりましたが、引き続き、会議を続けたいと思いますが、いかがいたしましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） それでは、引き続き会議を続けます。

次に、議案第25号から議案第27号までを、健康福祉部長。

○健康福祉部長（前方 正広君） 議案書71ページをお願いいたします。

議案第25号、令和7年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算について御説明いたします。

予算書176ページをお願いいたします。

第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ42億5,361万8,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

180ページをお願いいたします。

10（款）国民健康保険税は、5億1,093万6,000円で、被保険者数の減少に伴う保険税総額の減少及び滞納繰越分の減少を見込み、前年度比3,542万2,000円の減額でございます。

30（款）県支出金は、34億4,168万1,000円で、保険給付費の増加を見込み、前年度比1億9,081万5,000円の増額でございます。

55（款）繰入金は、2億8,040万9,000円で、国保税軽減世帯の減少等に伴う保険基盤安定繰

入金の減少を見込み、前年度比717万6,000円の減額でございます。

65(款)消費諸収入は、1,979万6,000円で、主に一般被保険者第三者納付金の減少を見込み、前年度比460万4,000円の減額でございます。

歳出の主なものについて御説明いたします。

181ページをお願いいたします。

10(款)総務費は、1,420万7,000円で、前年度比53万5,000円の減額でございます。

主なものといたしまして、国保連合会共同電算手数料285万3,000円、国保連合会会員負担金119万3,000円を計上するものでございます。

15(款)保険給付費は、32億5,636万5,000円で、被保険者一人当たりの医療費の増加により、一般被保険者療養給付費などの増額を見込み、前年度比1億6,115万1,000円の増額でございます。

16(款)国民健康保険事業費納付金は、8億5,370万3,000円で、被保険者数の減少等により、熊本県へ納付する事業費納付金の減少を見込み、前年度比7,968万1,000円の減額でございます。

35(款)保健事業費は、4,968万6,000円で、前年度比4万4,000円の増額でございます。主なものといたしまして、診療報酬明細書点検等業務委託料313万8,000円、特定健診事業委託料2,188万9,000円を計上するものでございます。

50(款)諸支出金は、1,218万7,000円で、前年度比157万9,000円の減額でございます。主なものといたしまして、健康管理事業等の実施に伴う上天草総合病院繰出金887万9,000円を計上するものでございます。

以上が、令和7年度上天草市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案書72ページをお願いいたします。

議案第26号、令和7年度上天草市診療所特別会計予算について御説明いたします。

予算書195ページをお願いいたします。

第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,886万9,000円と定めるものでございます。

198ページをお願いいたします。

第2表、地方債は、起債限度額を1,700万円とし、利率、借入先、償還の方法を定めるものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

200ページをお願いいたします。

10(款)事業収入は、2,414万2,000円で、収益事業収入の減少を見込み、前年度比268万6,000円の減額でございます。

21（款）県支出金は、957万3,000円で、熊本県へき地診療所運営費補助金の減少により、前年度比166万円の減額でございます。

25（款）繰入金は、2,245万2,000円で、前年度比363万3,000円の増額でございます。内容として、診療所特別会計における財源不足分を一般会計から繰り入れるものでございます。

40（款）市債は、170万円で、辺地総合整備計画に基づき実施する画像読取装置の購入費の財源として辺地対策事業債を計上するものでございます。

歳出の主なものについて御説明いたします。

201ページをお願いいたします。

10（款）総務費は、5,621万8,000円で、前年度比991万7,000円の減額でございます。

主なものといたしまして、診療所の運営に必要な診療所医師報酬等負担金1,718万7,000円、医薬材料費819万6,000円、画像読取装置購入費352万円、歯科診療業務委託料300万円を計上するものでございます。

15（款）公債費は、設備整備事業に係る地方債の元利償還金245万1,000円を計上するもので、前年度比143万4,000円の増額でございます。

以上が、令和7年度上天草市診療所特別会計予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案書73ページをお願いいたします。

議案第27号、令和7年度上天草市介護保険特別会計予算について御説明いたします。

予算書214ページをお願いいたします。

第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億6,679万2,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

218ページをお願いいたします。

10（款）保険料は、6億7,073万8,000円で、前年度比1,668万6,000円の増額でございます。

主なものといたしまして、介護給付費及び地域支援事業費の財源割合により算出した特別徴収保険料5億7,293万4,000円を計上するものでございます。

20（款）国庫支出金は、10億7,524万5,000円で、前年度比1,622万6,000円の減額でございます。

主なものといたしまして、介護給付費及び地域支援事業費の国の負担割合により算出した介護給付費負担金6億5,824万8,000円を計上するものでございます。

25（款）支払い基金交付金は、10億2,335万4,000円で、前年度比751万1,000円の減額でございます。

主なものといたしまして、介護給付費及び地域支援事業費の支払い基金の負担割合により算出した介護給付費交付金9億9,583万2,000円を計上するものでございます。

30（款）県支出金は、5億6,959万4,000円で、前年度比296万4,000円の減額でございます。主なものといたしまして、介護給付費及び地域支援事業費の県の負担割合により算出した介護給付費負担金5億4,043万9,000円を計上するものでございます。

45（款）繰入金は、6億163万4,000円で、前年度比1,655万3,000円の減額でございます。

主なものといたしまして、介護給付費及び地域支援事業費の市の負担割合により算出した介護給付費繰入金4億6,103万3,000円を計上するものでございます。

60（款）諸収入は、2,560万8,000円で、前年度比49万7,000円の増額でございます。

主なものといたしまして、予防給付総合事業ケアプラン作成料2,552万7,000円を計上するものでございます。

歳出の主なものについて御説明いたします。

219ページをお願いいたします。

10（款）総務費は、8,837万4,000円で、前年度比265万9,000円の増額でございます。

主なものといたしまして、介護保険認定審査会事業に係る天草広域連合への負担金2,029万7,000円、主治医意見書作成料930万6,000円、介護予防日常生活圏ニーズ調査業務委託料282万7,000円、地域支援事業介護予防プラン作成委託料255万円を計上するものでございます。

15（款）保険給付費は、36億8,827万円で、前年度比2,582万4,000円の減額でございます。主なものといたしまして、居宅介護サービス給付費9億7,737万1,000円、施設介護サービス給付費14億4,345万9,000円、地域密着型介護サービス費7億4,693万6,000円を計上するものでございます。

35（款）諸支出金は、204万4,000円で、前年度比2,000円の増額でございます。

主なものといたしまして、過年度納付分の介護保険料還付金200万円を計上するものでございます。

45（款）地域支援事業費は、1億8,720万7,000円で、前年度比268万5,000円の減額でございます。

主なものといたしまして、総合事業サービス給付費8,850万5,000円、あっぷあっぷサロン委託料515万9,000円、在宅高齢者生活安心支援事業委託料668万3,000円、生活支援コーディネーター委託料1,974万円を計上するものでございます。

以上が、令和7年度上天草市介護保険特別会計予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第28号を、市民生活部長。

○市民生活部長（藤川 勝利君） 議案書 74 ページをお願いいたします。

議案第 28 号、令和 7 年度上天草市斎場特別会計予算について御説明いたします。

予算書の 240 ページをお願いいたします。

第 1 条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,769 万 6,000 円と定めるものでございます。

歳入の主なものについて説明いたします。

244 ページをお願いいたします。

20（款）繰入金は、3,764 万 4,000 円で、前年度比 360 万 365 万 4,000 円の増額でございます。こちらは、一般会計繰入金 3,134 万 4,000 円及び斎場基金繰入金 630 万円を計上するものでございます。

歳出の主なものについて御説明いたします。

245 ページをお願いいたします。

10（款）総務費は、1,990 万円で、前年度比 370 万 8,000 円の増額でございます。

主なものといたしまして、火葬炉セラミック張替え等の修繕費 724 万 1,000 円、斎場指定管理委託料 1,215 万 2,000 円を計上するものでございます。

15（款）公債費は、1,745 万円で、前年度比 5 万 2,000 円の減額でございます。こちらは、地方債の元利償還金を計上するものでございます。

以上が、令和 7 年度上天草市斎場特別会計予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第 96 条第 1 項第 2 項の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第 29 号を、経済振興部長。

○経済振興部長（本田 善生君） 議案書 75 ページをお願いいたします。

議案第 29 号、令和 7 年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計予算について御説明いたします。

予算書 250 ページをお願いいたします。

第 1 条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,492 万 1,000 円と定めるものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

254 ページをお願いいたします。

10（款）事業収入は、1,866 万 3,000 円で、入館料でございます。

35（款）繰入金は、556 万 9,000 円で、前年度比 33 万 6,000 円の減額でございます。こちらは、一般会計繰入金を計上するものでございます。

歳出について御説明いたします。

255ページをお願いいたします。

10（款）総務費は、2,492万1,000円で、前年度比33万6,000円の減額でございます。

主なものといたしまして、会計年度任用職員館長及びアテンダントの人件費1,702万8,000円、光熱水費などの需用費357万6,000円を計上するものでございます。

以上が、令和7年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第31号を、総務部長。

○議長（桑原 千知君） 失礼しました。次に、議案30号を、健康福祉部長。

○健康福祉部長（前方 正広君） 議案書76ページをお願いいたします。

議案第30号、令和7年度上天草市後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

予算書の265ページをお願いいたします。

第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,322万2,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

269ページをお願いいたします。

10（款）後期高齢者医療保険料は、3億8,229万3,000円で、加入者の増加に伴う現年度分特別徴収保険料の増加により、前年度比1,977万9,000円の増額でございます。

25（款）繰入金は、1億8,543万3,000円で、保険基盤安定繰入金の減少により、前年度比14万9,000円の減額でございます。

35（款）諸収入は、1,539万6,000円で、健診事業の対象者の増加及び受診率の向上に伴う後期高齢者健康診査等受託料の増加により、前年度比308万1,000円の増額でございます。

歳出の主なものについて御説明いたします。

270ページをお願いいたします。

10（款）総務費は、251万7,000円で、前年度比56万6,000円の増額でございます。

主なものといたしまして、資格確認書等更新に係る郵便料446万5,000円を計上するものでございます。

15（款）後期高齢者医療広域連合納付金は、5億6,147万6,000円で、前年度比1,886万5,000円の増額でございます。

主なものといたしまして、後期高齢者医療保険料等負担金3億8,160万3,000円、広域連合保険基盤安定負担金1億7,915万5,000円を計上するものでございます。

20（款）保健事業費は、1,139万4,000円で、前年度比301万3,000円の増額でございます。

主なものといたしまして、後期高齢者健診事業委託料938万円を計上するものでございます。

25（款）諸支出金は、513万5,000円で、前年度比26万7,000円の増額でございます。

主なものといたしまして、保険料過誤納還付金508万9,000円を計上するものでございます。

以上が、令和7年度上天草市後期高齢者医療特別会計予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第31号を、総務部長。

○総務部長（濱崎 裕慈君） 議案書77ページをお願いいたします。

議案第31号、令和7年度上天草市電気事業特別会計予算について御説明いたします。

議案書275ページをお願いいたします。

第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,830万3,000円と定めるものでございます。

歳入について御説明いたします。

279ページをお願いいたします。

10（款）事業収入は、売電収入4,830万3,000円を計上するもので、前年度比225万4,000円の減額でございます。

歳出について御説明いたします。

280ページをお願いいたします。

10（款）総務費は、4,655万9,000円で、前年度比279万9,000円の減額でございます。

主なものといたしまして、修繕費754万6,000円、太陽光発電施設等一式リース料3,886万3,000円を計上するものでございます。

50（款）予備費は、174万4,000円で、前年度比54万5,000円の増額でございます。

以上が、令和7年度上天草市電気事業特別会計予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第32号を、水道局長。

○水道局長（渡辺 政明君） 議案書の78ページをお願いいたします。

議案第32号、令和7年度上天草市水道事業会計予算について御説明いたします。

予算書1ページをお願いいたします。

第1条は、令和7年度上天草市水道事業会計の予算を次のとおり定めるものでございます。第2条は、業務の予定量を定めるもので、給水件数1万1,339件、年間総給水量219万7,804立方メートル、1日平均給水量6,021立方メートルでございます。

主な建設改良事業としましては、水道施設等耐震化事業5,370万円、水道施設再構築等整備事業1億6,610万円、水道施設機械及び装置購入費4,565万7,000円を予定しております。第3条は、収益的収支の予定額を定めるものでございます。

第1款、水道事業収益、水道事業費用ともに9億8,684万3,000円、前年度比2,147万円の減額で、内訳は記載のとおりでございます。

2ページをお願いいたします。

第4条は、資本的収支の予定額を定めるものでございます。

収入につきましては、第1款、資本的収入は2億2,592万5,000円で、前年度比1億3,795万3,000円の減額で、内訳は記載のとおりでございます。

収支支出につきましては、第1款、資本的支出は5億8,313万2,000円で、前年度比2億3,689万8,000円の減額で、内訳は記載のとおりでございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億5,720万7,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,522万8,000円、過年度分損益勘定留保資金2億6,977万1,000円、当年度分損益勘定留保資金6,220万8,000円で補填するものでございます。第5条は、債務負担行為の事項、期間及び限度額を定めるもので、令和7年度から令和9年度までの水道料金のキャッシュレス決済及びコンビニエンスストア収納代行業務委託の限度額を59万4,000円とするものでございます。第6条は、企業債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるもので、限度額を1億9,800万円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

第7条は、一時借入金の限度額を5億円と定めるものでございます。第8条は、予定支出の各項の経費の流用金額を流用することができる場合は、営業費用及び営業外費用の間の流用と定めるものでございます。第9条は、議会の議決を得なければ流用することのできない経費を、職員給与費1億372万6,000円、交際費1万円と定めるものでございます。第10条は、水道事業会計の経営基盤確立のため、一般会計から補助を受ける金額を1億2,429万2,000円と定めるものでございます。第11条は、棚卸資産の購入限度額を1,500万円と定めるものでございます。

以上が、令和7年度上天草市水道事業会計予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第33号を、建設部長。

○建設部長（岩永 裕一君） 議案書79ページをお願いいたします。

議案第33号、令和7年度上天草市下水道事業会計予算について御説明いたします。

予算書1ページをお願いいたします。

第1条は、令和7年度上天草市下水道事業会計の予算を次のとおり定めるものでございます。

第2条は、業務の予定量を定めるもので、処理戸数1,560件、年間総処理水量39万3,572立方メートル、1日平均処理水量1,078立方メートルでございます。

主要な建設改良事業としましては、管路施設建設改良費4,660万4,000円、処理場施設建設改良費2億円を予定しております。第3条は、収益的収支の予定額を定めるものでございます。

収入につきましては、第1款、下水道事業収益は、3億579万9,000円で、内訳は記載のとおりでございます。支出につきましては、第1款、下水道事業費用は、2億6,955万1,000円で、内訳は記載のとおりでございます。

2ページをお願いいたします。

第4条は、資本的収支の予定額を次のとおり定めるものでございます。

収入につきましては、第1款、資本的収入は、2億8,673万7,000円で、内訳は記載のとおりでございます。支出につきましては、第1款、資本的支出は、3億9,669万3,000円で、内訳は記載のとおりでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億995万6,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,249万6,000円、当年度分損益勘定留保資金7,370万8,000円、当年度分利益剰余金処分量1,375万2,000円で補填するものでございます。第5条は、企業債の補正の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるもので、限度額を1億4,200万とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

第6条は、一時借入金の限度額を2億円と定めるものでございます。第7条は、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用及び営業外費用の間の流用と定めるものでございます。第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を職員給与1,485万9,000円と定めるものでございます。第9条は、下水道事業会計経営基盤確立のため、一般会計からの補助を受ける金額を1億8,849万5,000円と定めるものでございます。第10条は、繰越利益剰余金のうち1375万2,000円を、資本的収支不足額に対する補填財源として処分することを定めるものでございます。

以上が、令和7年度上天草市下水道事業会計予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第34号を、病院事務長。

○病院事務長（山川 康興君） 議案書80ページをお願いいたします。

議案第34号、令和7年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算について御説明いたします。予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、令和7年度上天草市立上天草総合病院事業会計の予算は、次に定めるものでござい

す。第2条、業務の予定量は、病院では、病床数195床、そのうち療養病床が46床でございます。年間患者数は、入院では6万955人で、病床利用率85.6%を予定しております。外来では、内科で11万1,320人、歯科で4,840人を予定しております。1日平均患者数に換算いたしますと、入院は167人、外来では、内科で460人、歯科で20人を予定しております。

主要な建設改良工事は、施設整備費機械及び備品購入費として1億7,219万5,000円を予定しております。内訳は、PACS医療用画像管理システムほか17件の医療費を医療機械入替等によるものでございます。附帯施設の業務予定量は、看護学校は学生数の定員が1学年40人で合計120人でございます。健康管理センターは、年間人間ドック数70人、事業所健診等受診者数1,582人を予定しております。訪問看護ステーションは、医療訪問件数288人、介護訪問件数4,250人の合計4,538人を予定しております。介護老人保健施設は、入所者数1万7,155人、1日平均47人、利用率に換算しますと、94%を予定しております。通所者数は1万885人、1日平均35人を予定しております。居宅介護支援センターは、介護予防計画数792件を予定しております。教良木診療所は、外来患者数1,450人、1日平均6人を予定しております。

2ページをお願いいたします。

第3条、収益的収入及び支出につきましては、支出に対して御説明いたします。

収入につきましては、第1款、病院事業収益40億4,941万7,000円で、前年度と比較して4,648万9,000円の増額です。内訳は記載のとおりでございます。

次に、支出につきましては、第1款、病院事業費用40億4,941万7,000円で、前年度と比較して4,648万9,000円の増額でございます。内訳は記載のとおりでございます。

3ページをお願いいたします。

第4条、資本的収入及び支出について御説明いたします。

収入につきましては、第1款、資本的収入2億2,505万3,000円で、前年度と比較しまして1,750万5,000円の増額となっております。内訳は記載のとおりでございます。

支出につきましては、第1款、資本的支出3億6,433万8,000円で、前年度と比較しまして40万1,000円の減額となっております。内訳は記載のとおりでございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億3,928万5,000円は、当年度消費税資本的収支調整額1,560万9,000円、当年度損益勘定留保資金1億2,367万6,000円での補填を見込んでおります。第5条は、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めたもので、限度額は1億4,560万円と定めるものでございます。

4ページをお願いいたします。

第6条は、一時借入金の限度額を8億円と定めるものでございます。第7条は、各項間における給与費の流用を定めるものでございます。第8条は、議会の議決を経なければ、それ以外の経費に流用することのできない経費といたしまして、給与費26億7,896万円、交際費50万円を定め

るものでございます。第9条は、一般会計からの負担金及び補助金の総額を4億5,842万8,000円と定めるものでございます。第10条は、棚卸資産の購入限度額を3億471万円と定めるものでございます。第11条、重要な資産の取得につきましては、取得する資産のうち2,000万円以上の資産として、PACS医療用画像管理システムを整備するものでございます。

以上が、令和7年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第35号を、副市長。

○副市長（坂本 公生君） よろしくお願ひいたします。議案書81ページをお願いいたします。併せて説明資料93ページをお願いいたします。

議案第35号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について御説明をいたします。

大矢野町湯島は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第2条第1項に規定する辺地に該当する地域であり、同法第3条第1項の規定に基づき、令和2年度に、令和6年度までの5年間を計画期間とする総合整備計画を策定し、辺地対策事業債を活用しながら公共的施設の設置整備に取り組んでいるところでございます。当該計画が本年度中に終期を迎えることから、湯島振興策に係る事業実施に伴う公共的施設整備について、引き続き、辺地対策事業債を活用できるようにするため、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする当該辺地に係る公共的施設の総合整備計画案を取りまとめました。

提案理由といたしましては、辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定するには、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を経る必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

日程第42 発議第 1号 上天草市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（桑原 千知君） 日程第42、発議第1号を議題といたします。

上程議案の説明を求めます。

田中辰夫総務常任委員長。

○総務常任委員長（田中 辰夫君） 発議第1号、上天草市市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを、地方自治法第109条第6項及び上天草市議会会議規則第17条第2項の規定により提出します。

提出者は、上天草市議会総務常任委員長、田中辰夫です。

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正及び刑法等の一部を改正する法律の施行による刑法の一部改正に伴い、上天草市議会の個人情報の保護に関する条例の規定を整理するものです。

改正の主な内容については、上天草市議会の個人情報の保護に関する条例において引用している行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定が改正されたことに伴い、関係規定を整理するものです。

また、刑法が一部改正され、懲役及び禁錮が拘禁刑に改められたことから、併せて関係規定を整理するものです。

なお、この条例は、令和7年4月1日から施行することとし、第54条から第56条までの改正規定及び附則第2号については、令和7年6月1日から施行することとしております。

提案理由としましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正及び刑法等の一部を改正する法律の施行による刑法の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。明日13日から2月24日までは、議案研究のため休会し、次の本会議は2月25日の午前10時から議案質疑及び委員会付託となっております。

なお、質疑をされる方は、2月13日の正午までに通告書の提出をお願いいたします。また、一般質問される方は、2月14日の正午までに通告書の提出をお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後 0時47分